

虚偽記載等に対する責任のあり方等、検討開始

金融審議会ディスクロージャーWG

去る8月26日、金融庁は第1回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ(座長・神作裕之・学習院大学法学部教授)を開催した。

本WGは6月25日に行われた金融審議会総会において決定された企業情報の開示のあり方について検討を行うべく設置されたもの。

今回、虚偽記載等に対する責任のあり方の検討をはじめとする次の論点が表示され、議論が行われた。

- ① 免責の対象とする責任(民事、行政、刑事)
- ② 対象とする情報の範囲
- ③ 内容・適用要件について、主観要件の見直しとする方法、一定の場合に免責とする方法のいずれが適当か

虚偽記載等に対する責任のあり方の検討

(1) セーフハーバー・ルールの検討

金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下、「サステナ情報開示・保証WG」という)では、サステナビリティ開示が企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報の開示が求められることから、有価証券報告書(以下、「有報」という)

委員からは、②については、「スコープ3だけでなく不確実性を伴うサステナビリティ情報、すなわちサプライチェーンや見積り情報なども含めるべき」という意見が聞かれる一方で、「対象とする情報の範囲については具体的な定義を置くべきであり、適用範囲がいたずらに広がらないよう慎重に検討する必要がある」との意見も聞かれた。③については、「米国SECの規則案と同様に悪意また

は重過失による虚偽記載でない限り会社の過失責任を問わない」適用要件を求める意見が聞かれた。その一方で、「金商法の基本的な枠組みである提出会社が過失の立証責任を負う準証責任については、セーフハーバー・ルールにおいても同様であるべき。そのうえで開示の萎縮効果への対策として、サステナ情報開示・保証WGでも意見が出ていた過失責任から重過失責任に見直す案には同意」する意見も聞かれた。

(2) 確認書制度の検討

サステナ情報開示・保証WG中間論点整理では、代表者および最高財務責任者が有報の記載内容が適正であることを確認する現行の確認書の記載事項に、次の2点を追加することについて賛否両論が聞かれていたため、引き続き検討が行われた。

- ・開示手続を整備していること
- ・開示手続の実効性を確認したこと

事務局は、サステナビリティ情報を含む非財務情報の拡充が進むなかで、有報を適正に開示するための手続の整備やその実効性の確保に対する重要性は増

財務省法人企業統計調査

一令和7年4~6月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。

以下は、令和7年9月1日に発表した令和7年4~6月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,853社 (18,641社)
 回答率 69.5% (69.7%)
 ()書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増収

売上高は、371兆9,112億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は0.8%となりました。

業種別にみると、製造業は1.3%、非製造業は0.6%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業は減益、非製造業は増益

経常利益は、35兆8,338億円で、増加率は0.2%となりました。

業種別にみると、製造業は▲11.5%、非製造業は6.6%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、12兆8,214億円で、増加率は7.6%となりました。

業種別にみると、製造業は16.4%、非製造業は3.0%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は11兆1,098億円で、増加率は5.2%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	6.4-6	7-9	10-12	7.1-3	4-6	
売上高					(実額)	
全産業	3.5	2.6	2.5	4.3	3,719,112	0.8
製造業	2.6	2.8	2.2	5.7	1,115,844	1.3
非製造業	3.9	2.5	2.7	3.8	2,603,269	0.6
経常利益					(実額)	
全産業	13.2	▲3.3	13.5	3.8	358,338	0.2
製造業	13.0	▲15.1	26.7	▲2.4	112,674	▲11.5
非製造業	13.3	4.6	6.4	7.0	245,664	6.6
設備投資					(実額)	
全産業	7.4	8.1	▲0.2	6.4	128,214	7.6
	(9.1)	(9.5)	(3.1)	(6.9)	(111,098)	(5.2)
製造業	1.4	9.2	0.8	4.2	47,778	16.4
	(2.7)	(9.7)	(0.4)	(3.0)	(43,183)	(17.0)
非製造業	10.9	7.4	▲0.8	7.6	80,436	3.0
	(13.0)	(9.4)	(4.7)	(8.9)	(67,915)	(▲1.1)

(注)設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和7年7~9月期の調査票の提出期限は令和7年11月10日、結果の公表は令和7年12月1日の予定です。

は内閣府令事項が中心であること
から、年明け以降に検討・議論
していくとの言及があった。

人的資本開示に関する制度見直し

事務局は、2026年3月期の有報から、企業戦略と関連づけた人材戦略とそれを踏まえた従業員給与等の決定方針等の開示を求める予定であることを報告した。

具体的には、「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」にあった「5 従業員の状況」

会計 金融資産の減損に関する基準改正の適用時期等、検討

ASBJ、金融商品等専門委

去る9月2日、企業会計基準委員会は、第244回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損プロジェクトにおける審議が行われた。

主な審議事項は以下のとおり。
適用時期の検討

今回の金融商品会計基準等の改正における適用時期を定めるにあたり、考慮すべき事項について検討が行われた。

事務局から、これまで公表してきた会計基準では公表から強制適用までの期間が1年程度

を「第4 提出会社の状況」に移動し、平均年間給与の「対前事業年度比(%)」欄の新設や

主要な子会社も提出会社と同一の内容を開示させるなどの開示府令改正が想定されている。

委員からは、本論点でこれまで議題に上がっていないことから、「重要性はわかるが、関係者間の議論が十分にされていないまま2026年3月期から適用開始するというのは時期尚早

なのでは」との意見が聞かれた。

(2) 国際的な会計基準の適用時期からの乖離

IFRS9号「金融商品」の強制適用時期(2018年1月)からすでに7年以上経過しており、最終基準の公表から強制適用までの期間が長いと、その間、さらに国際的な実務と整合しない状態が続く。

(3) 関連諸制度との関係

今回の改正は金融機関に対する影響が大きいため、金融当局の金融機関に対する監督の観点から、金融庁監督局から次の見解が表明された。

ものが多いが、リース会計基準のように2年間程度の期間を設けているものがあるとして、次の観点からの分析が示された。

(1) 財務諸表作成者における準備期間

ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者への意見聴取にて、実務負担を踏まえ、十分な準備期間を設ける必要があるとの意見が聞かれて

地域金融機関から少なくとも3年以上の期間が必要との声が聞かされている。当局としても、本改正が、金融機関の本業である貸出実務に関わる大規模な改正であり、銀行経営に広範かつ重大な影響を及ぼすため、3年以上の期間は必要と考える。

(4) 早期適用

IFRS任意適用企業にニーズが存在することを考慮して、早期適用は認められるとした。

*

専門委員からは、「システム対応やリスク管理など会計実務以外の準備が必要であり、少な

くとも3年以上は必要」、「強制適用への準備期間は十分確保しつつ、早期適用したい企業に向けて適用しやすくする方策を」との意見が聞かれた。

事務局から、今回の意見や親委員会の意見が踏まえて、今後具体的な期間について提案する旨が示された。

文案検討

予想信用損失適用指針、金融商品会計基準、金融商品実務指針等について、これまで聞かれた意見に対応した公開草案の文案が示された。

また、主な他基準の改正文案の改正事項は次のとおり。

・金融商品会計Q&A:Q46「J」
「J」ルフ会員権の会計処理」において、預託保証金については、予想信用損失に基づかず、貸倒引当金を設定する旨を記載。
・時価開示適用指針:貸借対照表における破産更生債権等の区分表示を求めないこととする。

・リース適用指針:敷金および将来返還される差入預託保証金は、予想信用損失を算定する金融商品の信用リスクに関する注記事項の開示に含まれない旨を記載。

なお、第553回親委員会(2025年9月10日号(No.1753))情報ダイジェスト参照)で検討された移管指針1号

「ローン・パーティシペーションの会計処理及び開示」の改正について、事務局の再検討の結果、特定の取引に関する固有の定めであることから、改正しないこととされた。

専門委員からは、「さまざまな箇所でもさまざまな用語が定義されているので、用語集があれば便利では」との意見が聞かれ、事務局から「コメント募集の資料で示しているものもあり、結論の背景や解説記事など、どこで整理できるか検討」との回答があった。

コメント募集文案

「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案が示された。専門委員からは、「コメント募集期間が3カ月程度とあるが、6カ月など、十分な期間をとってほしい」との意見が聞かれ、事務局は「通常2カ月のところ、内容の複雑性に鑑みて3カ月程度としている」と回答した。

会計

バーチャルPPAにおけるアグリゲーターに関する論点、検討

ASBJ、実務対応専門委

去る9月2日、企業会計基準委員会が、第171回実務対応専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

バーチャルPPA

前回（2025年8月10日号（No.1751）情報ダイジェスト参照）に引き続き、バーチャルPPAに係る会計上の取扱いについて、実務対応報告公開草案70号「非化石価値の特定の入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に寄せられたコメントへの対応のうち、特定卸供給事業者（アグリゲーター）等が関わる取引について審議が行われた。

公開草案を適用する契約の特徴のうち、発電事業者と需要家の相対の契約であるという点に関連して、次のコメントが寄せられている。

・「発電事業者」に該当しないアグリゲーターとの相対契約の場合に、需要家において公開草案の適用対象となるか明らか

かにしてほしい

・需要家の処理を定めるにあたり、発電事業者と需要家の相対契約に加え、アグリゲーターと需要家の相対契約および小売電気事業者と需要家の相対契約についても検討対象とすべき

・発電事業者と需要家の相対の契約であることと記載があるが、アグリゲーターを介した取引や小売電気事業者を含めた三者契約も範囲に含まれるのか確認したい

事務局は、アグリゲーターが関わるバーチャルPPAに係る取引として、2つのパターンを示した。

(1) パターン1

発電事業者と需要家の間でバーチャルPPAが締結されるとともに、発電事業者とアグリゲーターの間で電力の売買契約が締結される

(2) パターン2

アグリゲーターと需要家の間でバーチャルPPAが締結される

発電事業者とアグリゲーターの間で電力の売買契約が締結され、アグリゲーターと需要家の間でバーチャルPPAが締結される

事務局は、パターン1は公開草案が適用範囲とした契約と異なることはなく、特段の対応は不要とした。

パターン2は、契約の相手方が発電事業者ではなくアグリゲーターになること、非化石価値の移転もアグリゲーターからされること、公開草案の想定と異なることとした。ただし、発電事業者と需要家の間にアグリゲーターを挟むものの、一定の要件のもとで、需要家に生じる権利および義務が公開草案の適用範囲とした契約から生じるものと同一視できるという状況であれば、需要家において、公開草案を適用して会計処理を行うよう整理することが適切であるとした。そこで、一定の要件を定め、公開草案における「発電事業者」を「特定卸供給事業者」と読み替える旨の定めを置くことが考えられるとした。

以上から、事務局は、次のとおり対応策を提示した。

経理用語の豆知識

ITアプリケーションの識別



情報処理統制の内容と範囲を含む、企業のIT環境の性質と複雑性を理解することにより、監査人は、財務情報を正確に処理し、財務情報のインテグリティを維持するために、企業がどのITアプリケーションに依拠しているかを判断することができる。企業が依拠するITアプリケーションを識別し、そのITアプリケーションにおける自動化された内部統制が、識別した重要な虚偽表示リスクに対応すると想定される場合には、監査人は、自動化された内部統制を評価すると決定する場合がある。

監査人は、自動化された内部統制を識別したITアプリケーションが、ITの利用から生じるリスクの影響を受けているかを検討する際に、自動化された内部統制やITアプリケーションのプログラム変更を可能とするソースコードへの企業のアクセスの可否およびその範囲を検討する。また、データへの不適切なアクセスまたは変更のリスクも考慮する。

(1) パターン1については、特段の対応は行わない。

(2) パターン2については、需要家に生じる権利および義務が公開草案の適用範囲とした契約から生じるものと同一視できると考えられる一定の要件を定め、当該要件を満たす契約を本実務対応報告の適用範囲に含める。また、当該契約に本実務対応報告を適用するにあたり、「国による電力量の認定時点の定義」における「発電事業者」を「特定卸供給

事業者」と読み替えるものとする。

専門委員会からはおおむね賛意が聞かれた。

排出量取引制度

8月12日開催第553回親委員会（2025年9月10日号（No.1753）情報ダイジェスト参照）で新規テーマとすることが決定された「排出量取引制度に係る会計上の取扱い」について、事務局から概要の説明が行われた。審議は次回以降行われる予定。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年8月26日	大量保有報告制度における『重要提案行為等』・『共同保有者』に関する法令・Q&A等の整理～機関投資家と投資先企業の建設的な対話に向けて～	金融庁	2025年6月に第三次改訂版が公表されたスチュワードシップ・コードや2024年改正の金融商品取引法および関連政府令・Q&Aの改正等を踏まえ、機関投資家と投資先企業との対話の円滑化のため、大量保有報告制度における、「重要提案行為等」と「投資先企業との対話」との関係や「共同保有者」と「協働エンゲージメント」との関係について、法令やQ&A等において示している考え方を整理するもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20250826.html
2025年8月29日	研究開発税制等の在り方に関する研究会 中間とりまとめ	経産省	「科学とビジネスの近接化」時代における「研究開発税制」、「イノベーション拠点(ボックス)税制」、「オープンイノベーション促進税制」、「外国組合員特例税制(PE課税特例)」の検討の方向性について、取りまとめられたもの。 https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/r_and_d_tax_system/20250829_report.html

金融

政治介入の影に揺らぐFRBの独立性

トランプ米大統領がクック米連邦準備制度理事会（FRB）理事の解任を表明した一連の騒動は、ワシントン連邦地裁の判決が下される前に、すでに金融市場と中央銀行制度に影を落としている。FRB理事は任期保障を持つ独立性の高い立場とされてきたが、政治権力によって解任の可能性が公然と議論される事態となったからである。市場の注目目は、FRBが今後も独立した判断を下せるのか、あるいは政治的圧力を受けやすい組織とみなされるのかという信頼の問題に集まっている。

今回の件で、大統領が金融政策に影響を及ぼそうとすれば、法廷闘争を辞さない形で理事人事に介入できることが示された。こうした不確実性は、短期的には利下げ観測などを通じて金利やドル相場を動かすが、より本質的には長期金利にリスクプレミアムを上乗せし、米国債のボラティリティを高める要因となる。司法判断にかかわらず、投資家は「FRBの独立性は制度的に守られるのか」という問いを持ち続けるだろう。仮に制度への信頼が揺らげば、海外投資家の米国債需要やドル資産選好にも変化が生じる。

ドルは基軸通貨としての優位を保っているが、FRBへの政治介入の懸念が常態化すれば、為替市場ではリスク要因として織り込まれる可能性がある。最近の米10年国債利回りが4%台前半で安定しているのも、市場が「独立性は維持される」と信じているからにほかならない。今回の騒動は、理事の去就を超えて、FRBの制度的独立性をめぐりリスクが市場の視野に入ったこと自体に意味がある。この過程で露呈した「政治と中央銀行の距離感の縮まり」は、市場参加者に長期的な疑念を植え付けた。

FRBの信頼性が揺らげば、金利や為替の変動性が増し、国際金融システム全体の安定に波及しかねない。日銀等でも独立性をめぐり議論が繰り返されたが、米国で同様の疑念が強まる影響は格段に大きい。今回の件はその端緒となる可能性が高い。

証券

秋以降、米株価の過去最高値更新は続くか？

トランプ関税問題は夏場でピークアウトしたようである。とりあえず決まったといえる相互関税率のもと、世界の国々は何とかやっていけるという感触を得たのであろうか、8月に株価上昇が続き、過去最高値を更新した株式市場が少なくない。日米を筆頭にアジア、ヨーロッパなどでそうした国が続出した。

また、各国の過去最高値更新は、勢いよく新領域に突入していったというより、トランプ関税への懐疑、不安にいらだちながらも何とか上値追求に成功したという感じであった。最高値更新はいつのまにか、実現していたのである。

8月の日本の猛暑は史上最高レベルとなり、日経平均、TOPIXの代表的株価指数の過去最高値更新と足並みを揃えたかのようにであった。

そして、9月に入れば、経済、株価も新たな局面を迎える。夏場に過去最高値に達した株価はこれからどう展開するのだろうか。日本の経済、株価は、残念ながら単独で展望を描くことはできない。世界を、米国を、展望したうえで日本の展望が可能になる。また、世界の経済の力は結局、米国が握っている。

米国では関税、労働力、財政支出などに対するトランプ政策の影響がいよいよ本格化、表面化してくる。常に不確実性を指摘されてきたトランプ政策の性格は変わらないが、インフレ再燃、雇用悪化という懸念は強いままである。ただ、これまでの半年間の経験から、インフレにせよ、雇用にせよ、変化は緩やかに現れるということがいえるのではなからうか。

したがって、米国の場合、緩やかな経済悪化には金融政策の対応（利下げ）でダメージを軽減することができ、株価暴落といった事態は避けられよう。しかし、8月の過去最高値を秋以降も更新するといった展望は無理であろう。米国株は現状、割高水準に達した疑いが濃いため、企業収益の増加テンポを上回る株価上昇は下落リスクを大きくするだけだからだ。